

山梨県環境緑化表彰選考要領

1 選考委員会の設置

表彰者の決定に公平性を持たせるため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の構成

山梨県環境緑化表彰実施要領 5 に基づく選考委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 山梨県立農林高等学校造園緑地科教諭
- (2) 山梨県県土整備部都市計画課景観まちづくり室長
- (3) 山梨県森林総合研究所長
- (4) 山梨県林政部森林整備課長
- (5) (公財)山梨県緑化推進機構代表理事

3 選考の基準

選考に当たっては、概ね次の基準に該当する者を選考する。ただし、学校を除く。

(1) 地域の緑化推進への貢献

- ① 学校、公民館、道路、河川、公園等公共施設や商店街や街路樹、生垣等不特定多数の通行がある場所への緑化樹の寄贈やボランティアによる植樹、害虫駆除、施肥、散水など保護管理を行うなど、他の模範となる活動を行った個人・団体・事業所
- ② 事業所、工場、商業施設等において、施設周辺の環境と調和した緑化に努めるとともに、従業員等により緑化樹や緑地の保護管理を行っている事業所
- ③ 住民協定の締結により緑化を推進している自治会・住民組織等

(2) 緑化思想の普及啓発への貢献

- ① 県や市町村、緑化関係団体が主催する緑化イベントにボランティアとして協力するなど、他の模範となる活動を行っている個人・団体・事業所
- ② ボランティアとして緑化相談や技術、知識の普及指導に貢献した個人・団体・事業所
- ③ 地域のシンボルとなっている巨樹、古木やさくら並木等を活用した新たな地域の名所づくり等への取り組み等により、緑化思想の普及啓発に貢献している個人・団体・事業所

4 表彰者の決定

推薦されたものについて書類審査を行い、必要に応じて現地調査を実施し、表彰者を決定する。

5 その他必要な事項は、選考委員会において定める。

附則 この要領は、令和3年7月29日から施行する。

附則 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。